

議会基本条例各条文案

【5-4 重要な政策等の説明及び審議】

A案	<p>市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 重要な政策等を必要とする背景(2) 検討した他の政策案等との比較検討(3) 総合計画における根拠又は位置付け(4) 関係法令及び条例等(5) 財源措置 <p>2 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。</p> <p>3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。</p>
B案	<p>第18条 市長等は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 重要な政策等を必要とする背景(2) 検討した他の政策案等との比較検討(3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況(4) 総合計画における根拠又は位置付け(5) 関係法令及び条例等(6) 財源措置(7) 将来にわたる効果及び費用 <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>第20条 市長等は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民から意見等を募集するときは、あらかじめ、その理由及び概要を議会又は所管の委員会に対して説明するものとする。</p>